主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意について。

論旨は原判決の事実誤認を主張するに過ぎないものであるから上告適法の理由とならない。

よつて刑訴施行法二条旧刑訴四四六条により主文のとおり判決する。

右は裁判官全員一致の意見である。

検察官 濱田龍信関与

昭和二六年三月一六日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	/]\	裁判官
郎	八	Ħ	藤	裁判官